

# 会 議 録(H P 公 開 用)

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：令和元年度 第4回（臨時会）
2. 期 日：令和2年3月11日（水） 午前11時00分～午前11時20分
3. 会 議 場：庁議室

## 4. 会議に出欠した教育委員

職 名	氏 名	出席	欠席	備 考
教 育 長	比 嘉 秀 勝	○		
教育長職務代理者	奥 間 千 津 子	○		
教 育 委 員	平 得 永 幸		○	
教 育 委 員	喜 世 川 直 子	○		

## 5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金 城 睦 和  
教育指導課長 浦 崎 直 哉  
社会教育課長 嵩 本 さ ゆ り  
中央公民館長 新 垣 美 佐  
教育総務係長 吉 留 千 紘

## 傍聴人入室（公開）

教 育 長：ただいまから、令和元年度 第4回臨時教育委員会会議を開会します。はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について非公開事項はありませんので、すべて公開としたいと思いますでしょうか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。それでは、本日の会議はすべて公開とします。公開とされた議事進行中に、あらたに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。つづいて、会議規則第15条に基づき本日の会議の進行についてお諮りします。本日の会議は、議案第23号のみとなりますので、会議はすべて公開とし、当該議案の審議のみ行うということでしょうか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。会議の進行について、決定しましたので、これから会議をはじめます。議案第23号の説明をお願いします。

## 6. 協議題

### ① 議案第23号

新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の臨時休校期間の短縮について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

教育指導課長：（※議案及び資料読み上げ）3月2日付けで小中学校の臨時休校について、対応方針（2回目）を出したところですが、3月9日の臨時教育長会や町長との調整により、3回目の対応方針を変更しました。小中学校の部活動につきましては、3月31までの休止を3月19日までに変更しています。臨時休校の短縮については行わないことにします。3回目の対応方針を決定するまでの経緯をご説明いたします。昨日17時から臨時教育長会が開催され、「臨時休校の短縮について」中頭地区内の教育長にて検討されました。嘉手納町以外の市町村は3月16日から学校を再開し、給食や部活動等は各市町村対応とのことでした。そして、もし沖縄本島内で4例目の感染が発生したら、その時点で休校対応に入ることです。休校解除の理由としては、「①2月20日以降、本県では感染者が確認されない。②潜伏期間といわれる2週間が過ぎても感染者が出ない。③学習のまとめを行って新級させる。④保護者の負担が増してきている。」とのことで、上記内容に関してはあくまでも確認事項であり、最終的には首長の意向に沿い各市町村で決定することになります。本町においては、学習の積み残しについて事前に調査を行いました。屋良小学校と嘉手納中学校は進級前の未履修の分を4月に1週間の授業で補い、進級してからの未履修分は夏休み期間を短縮し、授業を行うそうです。嘉手納小学校は単元全てが修了したとのことですが、屋良小学校や嘉手納中学校と同じく、夏休み期間を短縮し、授業を行うことになっています。臨時休校中の各学校の様子を資料にしておりますのでご覧ください。屋良小学校は各学年少数の登校がありますが、5年生だけは毎日13～19人の登校があります。校長の方針で、補修が必要な5年生は登校させているとのことです。嘉手納小学校は毎日10名を満たない生徒が登校しています。また、気になる子ども達の対応については、「子ども支援コーディネーターによるおにぎり届け隊」が発足され、社協の全面協力の元、支援対象世帯へおにぎりの配布を行っており所在確認をしています。

教 育 長：学校の臨時休業は、学校保健安全法で定められております。「法第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」条文上の設置者とは教育委員会ではなく、

町長の事を指します。昨日の臨時教育長会議で話し合った事項を資料にまとめ、今日の午前9時から町長と調整を図りました。本町は給食の対応が出来ないという事情があることや、保護者が努力されており、臨時休校に対する苦情が1件もないことから、休校の短縮はせずに19日まで休校を続行することになりました。休校中の積み残しは夏休み期間を短縮して授業に充てることになりました。給食が提供出来ない状況で子ども達を登校させると、弁当持参となり、保護者の負担が増えます。この会議で委員の皆さんと共通理解を持ち、承認をいただけましたら、午後からの校長会で、嘉手納町の方針を提案したいと思います。「おにぎり届隊」について、説明をお願いします。

教育総務課長：「おにぎり届隊」は、社協の社会福祉士3名と教育委員会の子ども支援コーディネーター2名、子ども家庭課の社会福祉士1名の3者が協同で事業を行っております。おにぎりの材料は、社協のフードバンクを活用し、足りない分は社協の予算で海苔や味噌を購入しております。11世帯23名の子ども達に、子ども支援コーディネーターが訪問しておにぎりを提供しております。支援の対象世帯が、1日中欠食している状況ではないそうですが、親が仕事に出てお昼ごはんだけが用意されていないような家庭におにぎりをお届けしております。

教 育 長：手厚い支援をされておりますね。

教育総務課長：おにぎり以外に、お菓子も一緒に提供しております。フードバンクは一般家庭から余った食材を寄贈してもらい、困っている家庭に食材を提供する仕組みとなっております。今回は、この仕組みを活用しております。

社会教育課長：小中学校の部活動再開は、19日まで休止で20日から再開と認識してよろしいでしょうか。

教育指導課長：はい、そうです。

教育長職務代理者：部活動以外にも、町内の公共施設の利用開始は20日からになりますか。

教育総務課長：公共施設の利用開始については、町の健康危機管理会議が16日にありますので、その中で審議することになっております。

教育長職務代理者：それでは、学校施設は20日から利用できるということですね。商業施設で子ども達の姿が見受けられ、休校中の過ごし方が気になっております。

社会教育課長：学校施設の一般開放についてはいかがでしょうか。

教 育 長：一般開放については、16日の「町健康危機管理会議」で審議してから判断します。他にご質問やご意見はございませんか。本町は3月19日まで臨時休校を続行してよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし

教 育 長：それでは、新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の「臨時休校期間の短縮」について「短縮しない」ことを承認いたします。以上をもちまして、第

4回臨時教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

7. 報告事項

8. その他

9. 会議録の署名人

教 育 長 比嘉 勇 勝 印

教育長職務代理者 奥 岡 千 津 子 印